

令和 7 年 6 月 3 0 日招集

6 月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和7年度6月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年6月30日（月） 午後2時30分から午後3時05分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 （34人）

農業委員

1 番 田村良雄	2 番 若林清廣	3 番 本田敏明
4 番 虎澤栄三	5 番 田中さとみ	6 番 山岸信一
	8 番 佐藤英一	9 番 保科豊秋
10 番 長井範親	11 番 高橋潤一	
13 番 帶瀬和幸	14 番 野澤栄	15 番 平原大悟
16 番 大嶋喜芳	17 番 丸山和秀	18 番 樋口智
19 番 江端美春	20 番 間宮一	21 番 草野伸一
22 番 増井勝	23 番 高橋仁	24 番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1 番 山岸洋子	2 番 阿部和美	3 番 鈴木健二
4 番 別所正幸	5 番 笠原綱生	6 番 白井雅彦
7 番 伊勢亀裕二	8 番 渡辺裕威	9 番 原田秀一
10 番 田澤利英	11 番 武田要一郎	12 番 野澤和吉

4 欠席委員 （2名）

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第10号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第11号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第12号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第13号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）
に対する意見決定について

議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

藤崎管理係長 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度6月定例総会を開会いたします。
14:30	7番 成田誠一委員、12番 塩原信子委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
	【あいさつ】
議長	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、
議長	8番 佐藤英一委員、9番 保科豊秋委員にお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
	議案第10号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
	議案第11号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
	の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。
	はい。議長。農地係の早川でございます。

農地係長	それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。 議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で6件、南区で6件、西区で3件、西蒲区で4件の計20件です。 次に議案第10号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で5件、秋葉区で2件、南区で5件、西区で2件、西蒲区で3件の計17件です。 次に議案第11号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、南区で1件です。 以上、農地法関連議案件数の合計は38件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。
北区部会長	北区部会長の山岸でございます。 それではご報告させていただきます。 北区部会の審査案件の1件は、去る6月27日に審査を行いました。 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書2ページをご覧ください。 「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。 譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。 北区部会の報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。
中央地区部会長	中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の11件は、去る6月26日に審査を行いました。 まず、議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定で

	す。 議案書 3 ページから 4 ページをご覧ください。 「中 1 号」から「中 6 号」まで、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。 続きまして、議案第 1 0 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 1 0 ページから 1 1 ページをご覧ください。 「中 1 号」は、試掘工事に伴う仮説現場事務所等の敷地として転用するものです。農地区分は第 3 種農地です。 「中 2 号」は、申請地近くの企業が、露天駐車場敷地として転用するものです。 農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 「中 3 号」から「中 5 号」は、個人住宅敷地、カーポート敷地に転用するものです。 農地区分は第 3 種農地です。 「中 1 号」から「中 5 号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 6 件、第 5 条許可申請 5 件について、いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。
秋葉区部会長	秋葉区部会長の笠原でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の 2 件を、2 6 日に審査いたしました。 「議案第 1 0 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」です。 議案書 1 2 ページをご覧ください。 「秋 1 号」及び「秋 2 号」は、3 種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。 以上 2 件、いずれも問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。
議 長	ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。

南区部会長	南区部会長の伊勢亀でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は１２件で、去る６月２６日に審査を行いました。 まず、議案第１４号 農地法第３条許可申請に関する意見決定です。 議案書の５ページ、６ページをご覧ください。 「南１号」、「南２号」、「南３号」「南４号」、「南５号」、「南６号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。 次に、議案第１０号 農地法第５条許可申請についてです。 議案書の１３ページ、１４ページをご覧ください。 「南１号」「南２号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、現在アパートに居住していますが、手狭になったことから戸建て住宅を建築するため申請しました。 次の「南３号」は、農地を売買により所有権を移転し、宅地拡張及び露天資材置場敷地に転用するものです。 転用者は、建設業を営んでいますが、現在の事務所が手狭になったことから申請地に移転を考え申請しました。 次の「南４号」は、農地を贈与により所有権を移転し、物置小屋設置敷地に転用するものです。 転用者は、申請地の隣に居住しておりますが、自転車などを入れる小屋を設置するため申請しました。 次の「南５号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天資材置場敷地に転用するものです。 転用者は、申請地の近隣で電気工事業を営んでいますが、事業の拡大に伴い露天資材置場が必要になり申請しました。 「南１号」から「南５号」の農地区分は、第３種農地に分類され許可相当と判断されます。 なお、５条許可申請５件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 次に、議案第１１号 事業計画変更承認申請についてです。 議案書の１７ページをご覧ください。 「南１号」は、６月末まで一時転用の許可を得ている申請者が、
--------------	---

議 長 西区部会長	受注した工事の工期延長により 1 年 9 か月の期間延長をするものです。 以上、農地法第 3 条許可申請 6 件、農地法第 5 条許可申請 5 件、事業計画変更承認申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。 西区部会長の原田でございます。 6 月 2 6 日に開催した西区部会での審査について、報告いたします。 議案書の 7 ページをご覧ください。 議案第 1 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、です。 「西 1 号」から「西 3 号」は、いずれも、譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 次に、1 5 ページをご覧ください。 議案第 1 0 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、です。 「西 1 号」は、隣接する住宅の敷地拡張のため、申請地を贈与するものです。 「西 2 号」は、申請地に賃借権を設定し、ガス配管工事の露天残土置場兼資材置場敷地として、一時転用するものです。 「西 1 号」、「西 2 号」ともに、農地区分は第 3 種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 3 件、第 5 条許可申請 2 件、合計 5 件は、いずれも問題ないと判断いたしました。 報告は以上です。 ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。 西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の 7 件は、去る 6 月 2 6 日に審査を行いま
-------------------------	--

議 長	した。 議案第 14 号 農地法第 3 条許可申請についてです。 議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 「蒲 2 号」は、譲渡人の要望により、売買で所有権を移転するものです。 「蒲 3 号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。 「蒲 4 号」は、営農型太陽光発電設備の設置で、太陽光パネルを支える支柱部分を除いた、敷地面積全体の上空に、区分地上権として設定するものです。 次に、議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 16 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」は、賃借権を設定し、従業員や来客用の露天駐車場と、コンテナ置場敷地として転用するものです。 農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。 「蒲 2 号」は、使用貸借により、個人住宅建築敷地に転用するものです。 農地区分は、第 3 種農地です。 「蒲 3 号」は、営農型太陽光発電設備の支柱部分を一時転用するため申請しました。3 年間の期間延長となります。申請地の農地区分は、農振農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 いずれも排水計画は整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 4 件、第 5 条許可申請 3 件、について、いずれも問題ないと判断しました。 西蒲区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
-----	--

議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書 2 ページ、追加議案第 1 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。
議 長	それでは、議案書 2 ページ 追加議案第 1 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。 関係の委員から入室していただいでください。
議 長	次に、議案書 1 0 ページ、議案第 1 0 号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、なお、議案書 1 6 ページ 蒲 3 号については、営農型太陽光発電設備設置の下部面積が 3, 0 0 0 ㎡を超えることから、県農業会議への諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、定例総会で再度審議することといたします。蒲 3 号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書 1 7 ページ、議案第 1 1 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。

農政振興係長	次に、別冊の議案第１２号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。 農政振興係の和田です。議案第１２号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。 それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。 表紙をめくっていただきまして、１ページ令和７年６月の利用権の設定等を促進する事業 地区別実績表をご覧ください。 新規の利用権設定について、北区２８件、中央地区２件、秋葉区１６件、南区８件、西区６６件、西蒲区１４件、合計で件数１３４件、面積７０２，１５９㎡です。 次に、利用権の移転について、秋葉区９件、面積８６，１０５㎡です。 詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の４ページ以降のとおりとなります。 新規の利用権設定については、４ページから３３ページのとおりです。 次に、利用権の移転については、３４、３５ページのとおりです。 いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。 市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から６月３日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。 従いまして、３６ページのとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。 促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。 県の公告は令和７年８月２９日からとなります。以上で説明を終わります。 議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
---------------	--

議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 別冊の議案第 1 2 号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。 （異議なし）
議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 次に、議案第 1 3 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更（案）に対する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
農政振興係長	議案 1 3 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見決定について説明させていただきます。 クリップ留めで、左上に議案第 1 3 号と記載のある資料が一番上になっている資料をご準備ください。 区部会で一度説明しておりますが、変更の理由・概要について、別紙 1 を基に説明いたします。 2 変更の理由については、(1)県基本方針の変更に伴う内容の変更、(2)市地域計画の策定に伴う内容の変更、(3)表記・表現内容の自主的な見直しの 3 点です。 3 変更の概要について、(1)～(7)まで記載がありますが、大きな変更点としては、(5) 第 4 「農用地の利用の集積等に関する事項」について、“効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標”の目標年度を県基本方針の変更に合わせて令和 1 6 年度に変更、 (6) 第 5 「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」について、地域計画策定により経過措置が終了した「利用権設定等促進事業に関する事項」を削除し、 変更後の 2 「農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項」について、記載内容を現行の農業経営基盤強化促進法に合わせ変更、以上の 2 点となります。 特に農業委員会に関係が深い内容である「利用権設定等促進事業に

	議事録に相違ないことを認める。 議 長 署名委員 署名委員
--	---